

平成 29 年度第 1 回 昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会

議 事 要 旨

1 日時 平成29年 6 月26日（月）午後 7 時00分～午後 8 時40分

2 場所 昭島市役所 3階 庁議室

3 出席者

(1) 委員

大野会長、田中副会長、石川委員、江本委員、加藤委員、金子委員、齊藤委員、榊委員、本多委員

(2) 説明員

契約管財課：灘家課長、荒井主任、保険年金課：岡本課長、中本係長

(3) 事務局

企画部：山下部長、企画部法務担当：乙幡課長、指田係長、中村主事、井上主事

4 傍聴者 0名

5 議題

(1) 諮問第58号 「本人の同意がない個人情報の収集及び個人情報の外部提供について」

(2) 諮問第59号 「電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について」

(3) 諮問第60号 「個人情報の目的外の利用について」

(4) 昭島市個人情報保護条例の一部改正について（報告）

(5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部改正について（報告）

6 議事要旨

会 長 まず、諮問第58号について審議する。諮問について説明を求める。

説明員 市長車のリース車両変更に伴い、事故に遭遇してしまった際、その原因の迅速かつ正確な解明に資するため、ドライブレコーダーを設置することとした。このドライブレコーダーは、走行時あるいはアイドリング状態での停車時、車両の前方の状況を録画し、その映像を一定期間保存することができるものであるため、不特定多数の通行人等の映像を収集保管することとなる。この映像の保存による個人情報の収集は、本人からの収集とはいえず、さらに本人の同意を得て行うことも困難であるため、条例第7条第3項本文により制限されている本人以外からの個人情報の収集に該当する。また、当該車両が事故に遭遇した場合は、ドライブレコーダーに記録された映像データを、捜査機関のほか保険会社等にも提供することが想定されるため、これが条例第13条第1項で制限されている個人情報の当該実施機関以外のものへの提供に該当する。したがって、ドライブレコーダーによる個人情報の収集及び当該個人情報の外部提供を行うため、条例第7条第3項第8号及び第13条第2項第6号の規定に基づき、諮問するものである。

ドライブレコーダーの運用開始時期は、本年7月1日を予定している。取扱いについては、別紙の昭島市ドライブレコーダーの設置及び運用に関する要綱（案）に基づき適正に行い、将来的にドライブレコーダーの設置による効果を検証し、設置車両を拡大していく方針である。ドライブレコーダーの概要であるが、庁用車のフロントガラスに前方を向けて設置し、エンジンをかけると録画が開始する。一定時間録画すると古いファイルから上書きされるが、事故等により衝撃を感知すると通常のファイルとは別にイベント記録として保存され、10件まで保存することができる。

会 長 本件について意見、質問等求める。

委 員 保険会社等の民間に提供した映像データの適正な管理をどのように担保するか。

説明員 本市が設置している防犯カメラの映像については、捜査機関に提供する際に取扱い方法に係る文書を取り交わしているため、同様の対応になると考えている。

委 員 要綱（案）では、担当者の責務が明らかにされていないようだが、第5条に規定する「管理責任者等の責務」とは、管理責任者、担当者、担当者以外の職員の三者の責務と考えてよいか。

説明員 そのとおりである。担当者の責務が明らかにされていないため、担当者の責務についても規定する。

委 員 要綱（案）第7条に「データの保存期間は90日間とする。」とあるが、保存期間を90日間とした根拠はあるか。

説明員 データを保存すべき期間については、事故の態様にもよるため、他団体の規定を参考に90日間とした。

委 員 要綱（案）第8条第2号に規定する「その他市長が必要と認める場合」とは、どのような場合を想定しているか。また、解釈が際限なく広がる可能性も考えられるが、どのように考えているか。

説明員 事故に係る情報収集や原因究明を行う場合以外は想定していない。第8条が「データを利用してはならない。」という禁止する規定のため、第1号だけでは支障が生じる可能性を考慮して規定している。際限なく広げていくという考えではなく、万が一のための規定である。

会 長 事故の原因究明あるいは事故に伴う情報提供という目的を重視したかたちで運用してもらい、特に外部提供は、厳格に運用されることが望ましいため、本日出された意見を踏まえて要綱を定めて欲しい。

会 長 ほかに意見、質問等がなければ、本件については、これを了承してよろしいか。

（「はい」の声あり）

会 長 それでは、原案のとおり了承する。

会 長 続いて諮問第59号について審議する。諮問について説明を求める。

説明員 区市町村単位で運営している国民健康保険事業を、平成30年度から都道府県と区市町村が共同して運営することとなった。このことに伴い、新たに導入される国保情報集約システムを通じて国民健康保険の被保険者の資格及び高額療養費に係る情報を、システムの運用を委託している東京都国民健康保険団体連合会に提供し、また、国保連合会より他の区市町村からの情報の提供を受けることにより、都内において住所の異動があった被保険者の高額療養費に係る事務の適正な処理を行う。本市で管理している被保険者情報は、委託契約に基づき国保情報集約システムに提供されるが、高額療養費に係る処理を行うため、必要に応じて同システムからさら

に電気通信回線による電子計算機の結合により都内の他の区市町村へと提供されることとなる。このことが、条例第14条第2項の規定により制限されている電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供に該当することから、同項ただし書の規定に基づき意見を求めるものである。なお、他の区市町村に提供する被保険者の情報は、保険証の記号番号等の資格に係る情報及び高額療養費に係る情報である。国保連合会が敷設する保険者ネットワークを使用し、平成30年4月の制度改正時点から本稼動する。セキュリティ対策については、外部からの侵入を阻止する措置等を講じることでシステム及びデータの保護を図るとともに、システムを操作する職員に個人情報の保護及び管理を十分認識するよう指導する。また、保険者ネットワーク及び国保情報集約システムは、集中監視による高度なセキュリティ対策を実施する。

会 長 本件について意見、質問等求める。

委 員 高額療養費に係る情報には、被保険者の年収や病歴等の情報も含まれるか。

説明員 高額療養費に係る情報に含まれるのは、高額該当区分、高額連携先区分、転居に伴う負担限度額特例対象世帯フラグ、転居月75歳到達時特例対象者フラグの4つの情報であり、被保険者の年収や病歴等の情報は含まれない。

委 員 都内において住所の異動があった被保険者の高額療養費に係る事務の適正な処理とあるが、具体的にはどのように変わるのか。

説明員 高額療養費の多数回該当について、従来は昭島市から他区市町村に転出すると、該当回数が1回から数え直しとなっていたが、来年4月からは転出先が都内の区市町村であれば該当回数が引き継がれることになる。

委 員 職員による漏えいを機械的に防止する方法はないか。

説明員 システムの起動方法に生体認証を導入する予定である。しかし、システムを操作するのは職員であることから、事故が起こらないよう指導を徹底することが基本的な姿勢になると考えている。

会 長 セキュリティ対策に万全を期してもらおうということで、ほかに意見、質問等がなければ、本件については、これを了承してよろしいか。

(「はい」の声あり)

会 長 それでは、原案のとおり了承する。

会 長 続いて諮問第60号について審議する。諮問について説明を求める。

説明員 現在、国保連合会が取り扱っている国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険等の様々な情報を基盤としてデータベースシステムが構築されている。これまではそれぞれの情報に基づき、統計資料等を作成することで利用していたが、各主管課が医療、健康、介護に関する情報を横断的に活用することによって、今まで以上にそれぞれの方に適した保健事業を展開する。このことが、条例第13条第1項により制限されている個人情報の目的外の利用に該当することから、同条第2項第6号の規定に基づき意見を求めるものである。

会 長 本件について意見、質問等求める。

委 員 どのようなかたちでの活用を考えているか。

説明員 予防に重点を置いた活用を想定している。それぞれの方に適したかたちで検診の案内等を送ることで、今まで病院に行けなかった方が行けるようになり、一時的な医療費の増加が見込まれるが、予防が進むことによって結果的に医療費の抑制を期待できると考えている。

委員 対象者によって案内に違いがあると戸惑う場面も想定されるが、どのような対応を考えているか。

説明員 案内を送付した理由を分かりやすく表示することを基本とし、問い合わせ等にも適切に対応できるような体制づくりを考えている。

会長 ほかに意見、質問等がなければ、本件については、これを了承してよろしいか。

(「はい」の声あり)

会長 それでは、原案のとおり了承する。

会長 次に昭島市個人情報保護条例の一部改正についての報告を求める。

事務局 平成27年にマイナンバー法が改正されたことに伴い、情報提供等記録の訂正を行った場合の通知先を改めるほか、引用条項のずれ等に対応する必要性が生じたことから、平成29年6月の市議会定例会に提案したものである。マイナンバー制度において、国が設置管理している情報提供ネットワークシステムを通じて自治体その他の機関の間で情報連携が行われるが、この情報連携を行った場合にシステム上にその記録が残る仕組みになっている。改正される前のマイナンバー法においては、情報連携することができる事務は、法定利用事務に限られていたが、法改正により独自利用事務についても情報連携が可能となるかたちで諸規定が追加された。法定利用事務と独自利用事務のいずれについても、情報連携を行った際には情報提供等記録が残ることになるが、現在の個人情報保護条例の中で規定している情報提供等記録については、独自利用事務における情報連携を前提としていないため、規定の整備を行うものである。

会長 続けて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部改正についての報告を求める。

事務局 こちらも平成29年6月の市議会定例会に提案した案件であるが、独自利用事務の追加と庁内連携を行う新たな事務について規定するほか、引用条項のずれ等に対応する必要性が生じたことから、提案したものである。条例を制定した際には、独自利用事務として5つの事務を特に選んで規定したが、市民の利便性の向上を図る観点から、マイナンバーを利用することが有効と考えられる8つの事務を新たに規定し、庁内連携をする事務については、新たに32の事務を加えて合計で37事務とした。また、教育委員会と市長部局で連携する事務についても1つの事務を加えて合計で4つの事務を規定したものである。独自利用事務について、情報連携を行うに当たり、国が設置している個人情報保護委員会からの承認を得る必要があり、今年度中の情報連携に間に合わせるためにこの時期において条例の改正が必要となった。

会長 これをもって、昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会を閉会とする。